



報道関係者 各位

令和元年10月18日 発表

【照会先】

奈良労働局 労働基準部 監督課
監督課長 喜瀬 真太郎
地方労働基準監察監督官 渡邊 慎一
(電話) 0742-32-0204

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

～過重労働解消キャンペーンや過労死等防止対策推進シンポジウムなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止対策推進法」に基づき、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等を防止することの重要性について、国民に自覚を促し、関心と理解を深めるための取組を実施しています。

奈良労働局（局長 川村徹宏）では、「過重労働解消キャンペーン」として過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や、一般の方からの労働相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

また、月間中に、奈良市内で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催いたします。

※「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

「過重労働解消キャンペーン」概要 [別添参照]

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、奈良労働局長名による協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

奈良労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページなどを通じて地域に紹介します。

3 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

4 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談対応します。

実施日時 : 10月27日(日) 9:00～17:00

フリーダイヤル: 0120(794)713

《過重労働解消キャンペーン 専用WEBサイト》

[過重労働解消キャンペーン](#)

検索

「過労死等防止対策推進シンポジウム」概要 [別紙リーフレット参照]

下記の日程で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。
無料でどなたでも参加できます。(定員 100 名)

[開催場所] 奈良商工会議所 5F 大ホール
(奈良市登大路町 36-2)

[日 時] 11月26日(火) 14時00分~16時30分 (受付13時30分~)

[参加申込方法] 事前の申し込みをお願いします。

①下記ホームページからお申し込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

②ファックスでの申込み

リーフレット裏面の参加申込書に必要事項記入の上、送信ください。

FAX: 052-915-1523 過労死等防止対策推進シンポジウム受付窓口 行き

令和元年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

令和元年 11 月 1 日（金）から 11 月 30 日（土）までの一か月間

2 具体的な取組

（1）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、奈良労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう、傘下団体・企業等への周知啓発を併せて要請します。

（2）労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

奈良労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページなどを通じて地域に紹介します。

（3）過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※ 監督指導の結果、公表された場合や、1 年間に 2 回以上同一条項の違反について是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理しません。また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うようご協力をお願いしています。

(4) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル：0120-794-713
実施日時：令和元年10月27日(日) 9:00 ~ 17:00

※ 「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署

(開庁時間 平日8:30~17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン(委託事業)

平日夜間・土日祝日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

電話番号：0120-811-610

相談受付時間：月～金 17:00~22:00、土・日・祝 9:00~21:00

URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(5) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

(6) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

[開催場所] 奈良商工会議所 5階 大ホール

[日時] 11月26日(火) 14時00分~16時30分(受付13時30分~)

[参加費] 無料

[参加申込方法] 事前申し込みが必要です

①下記ホームページからお申し込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

②ファックスでの申込み

リーフレット裏面の参加申込書に必要事項記入の上、送信ください。

FAX: 052-915-1523

過労死等防止対策推進シンポジウム受付窓口 行き



過労死をゼロにし、
健康で充実して働き続ける
ことのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

●基調講演
「過労死問題の現状と今後の課題」

過労死弁護団全国連絡会議 代表幹事

松丸 正 氏

日時

2019年11月26日(火)
14:00~16:30 (受付13:30~)

会場

奈良商工会議所 5F 大ホール
(奈良市登大路町36-2)

[定員] 100名

参加
無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

